

地方創生推進交付金事業について

1. 前提

地方創生推進交付金は、地域再生法第5条第4項第1号及び第13条に位置付けられた法律補助の交付金であり、地方版総合戦略に位置付けられた事業に対して交付することができるものであるため、地方版総合戦略に記載のないものについては、計画を改定する必要がある。

2. 新規交付金申請にあたって

福知山市・朝来市・丹波市の3市連携で、令和4年度～令和6年度の地方創生推進交付金を新規申請予定である。申請内容の趣旨は、これまでの3市連携の取り組みを深化・高度化させ、3市圏域の競争力を強化して、持続可能な地域を創っていくものである。

○主な事業内容

- ・「Biz ステーションたんば」の取り組み強化と、産業の担い手確保のためのキャリア教育・就職支援（企業と人材のマッチング推進）
- ・観光消費を伸ばすための周遊観光の推進と、恐竜・水分れ・女子野球などの地域資源を活用したシティプロモーションの推進
- ・幅広い世代のICT活用力の底上げのための、スマホ教室や電子図書館など、身近にデジタルに触れる環境の整備
- ・多様な担い手が活躍できる社会を形成するため、市民活動を発展させた、市民のコミュニティビジネス等の支援（活躍市民によるまちづくり事業応援補助金の活用）

○申請事業費（丹波市分）

令和4年度	101,997千円
令和5年度	111,933千円
令和6年度	104,471千円